

司法試験予備試験口述試験の採点及び合否判定の実施方法・基準について

平成25年12月2日司法試験予備試験審査委員会議申合せ事項

1 採点方針

法律実務基礎科目の民事及び刑事の採点は次の方針により行い、両者の間に不均衡の生じないように配慮する。

- (1) その成績が一応の水準を超えていると認められる者に対しては、その成績に応じ、
63点から61点までの各点
- (2) その成績が一応の水準に達していると認められる者に対しては、
60点（基準点）
- (3) その成績が一応の水準に達していないと認められる者に対しては、
59点から57点までの各点
- (4) その成績が特に不良であると認められる者に対しては、その成績に応じ、
56点以下

2 運用

- (1) 60点とする割合をおおむね半数程度とし、残る半数程度に61点以上又は59点以下とすることを目安とする。
- (2) 61、62点又は58、59点ばかりでなく、63点又は57点以下についても積極的に考慮する。

3 合否判定方法

法律実務基礎科目の民事及び刑事の合計点をもって判定を行う。

口述試験において法律実務基礎科目の民事及び刑事のいずれかを受験していない場合は、それだけで不合格とする。